

飛島公共交通バス検討委員会での協議結果（概要）について

1．バス検討委員会の設置目的（要綱抜粋）

第1条 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱第9条に規定する専門部会として、飛島公共交通バス、飛島コミュニティバス及び海南病院通院支援タクシーのあり方及び最適な運行について検討するため、飛島公共交通バス検討委員会を設置する。

2．バス検討委員会の協議概要

(1)国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業補助金(フィーダー系統)を活用している「飛島コミュニティバス」の利用実績や事業収支状況が芳しくなく、「第三者評価委員会」等からも、廃止を含めて抜本的な対策が求められていた。

(2)平成 25 年度の段階でバス検討委員会を設置し、利用実態、住民アンケート調査結果、交通事業者へのヒアリング調査結果等をふまえて、デマンド方式などその他運行方式などの可能性等について協議を行った。

(3)バス検討委員会の 25 年度の議論をふまえ、平成 25 年度第 3 回法定協議会（H26.3.19）において、下記 2 点を決定した。

- ・コミュニティバスの事業継続評価基準の見直し（廃止条件判断として財政負担指標を追加）
- ・コミュニティバスの事業改善の方向性について（26 年度の取組み内容を確認 = 5 月の広報実施、モニタリング実施、9 月に事業対応案を協議）

(4)26 年度 第 1 回バス検討委員会（H26.4.23）の実施

- ・住民向け広報資料の協議・・・(5月号の広報にて「とびしまバス便り」を全戸配布)
- ・モニタリングの実施、9月時点での対応策協議計画を承認

(5)26 年度第 2 回バス検討委員会（H26.6.18）の実施

- ・利用実績の確認
- ・対応策としてのバス停駐輪場の設置場所の協議・・・(可能な場所から設置対応開始)

(3)26 年度第 3 回バス検討委員会（H26.9.11）の実施

- ・利用実績の確認
- ・コミュニティバスの対応策についての協議・・・(下記協議結果を承認)

<バス検討委員会の協議結果>

飛島コミュニティバスは廃止

廃止の影響を回避するための 3 つの対応策の実施

- ・飛島公共交通バス（蟹江線）の増便
- ・蟹江線の利用環境向上のための「駐輪場」の増設対応
- ・広報周知活動の実施

3. 飛島コミュニティバスに関する直近の協議経過

		日時	協議主体	協議内容
これまで	25年度	H25.6.28	法定協議会	総合連携計画の見直しの必要性の協議
		H25.7.23	バス検討委員会	委員会設置 コミュニティバスの利用実態の確認 住民向けアンケート調査案の協議
		H25.9.27	バス住民検討会	コミュニティバスの対応に対する意見聴取
		H25.10.10	バス検討委員会	住民アンケート調査（速報）の確認 コミュニティバスの対応方向の協議
		H25.12.10	バス検討委員会	住民アンケート調査結果の確認 コミュニティバスの対応方向の協議
		H26.2.19	法定協議会	バス検討委員会の協議経過の確認
		H26.3.19	法定協議会	コミュニティバスの事業継続評価基準の見直し承認 バス検討委員会の平成26年度の協議計画の承認
	26年度	H26.4.23	バス検討委員会	コミュニティバスの実態に関する「住民向け広報資料」の協議 コミュニティバスの事業改善内容の協議 (モニタリング実施・9月で協議する旨を確認)
		H26.5	飛島村	広報にて資料「とびしまバス便り」を全戸配布
		H26.6.18	バス検討委員会	コミュニティバスの利用実態の確認 バス停駐輪場の設置内容協議
		H26.6.27	法定協議会	バス検討委員会の協議状況報告
現時点	26年度	H26.9.11	バス検討委員会	モニタリング結果の報告・確認 コミュニティバスの対応方向の確認
		H26.9.26	法定協議会	モニタリング結果の報告・確認 コミュニティバスの対応方向の承認 (対応策：蟹江線の増便等の報告) <コミュニティバスの存続・廃止決定>